

紀宝町空家等対策協議会の運営等に関する要領

令和7年2月6日

告示第3号

(趣旨)

第1条 この要領は、紀宝町空家等対策協議会設置要綱（令和7年2月6日紀宝町告示第2号）第12条の規定により、紀宝町空家等対策協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議公開の方針)

第2条 協議会の会議は、原則公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、会議の一部又は全部を非公開とする。

- (1) 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22条の規定に基づく特定空家等への措置を議題とする場合
- (2) 紀宝町情報公開条例（平成18年条例第8号）第9条各号の規定に該当する事項を議題とする場合
- (3) 議長が、当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認める場合

(会議開催の事前公表)

第3条 協議会の会議の開催は、原則事前公表とし、紀宝町のホームページに次の各号の事項を掲載して行うものとする。ただし、緊急に会議を開催するときは、この限りでない。

- (1) 開催日時
- (2) 場所
- (3) 議題
- (4) 会議の公開、一部又は全部の非公開
- (5) 会議の公開にあつては、傍聴者の定員及び傍聴をする上での手続
- (6) 会議の一部又は全部の非公開にあつては、非公開の理由
- (7) 問い合わせ先

(会議記録の作成)

第4条 協議会の会議の書記は、協議会の庶務を行う基盤整備課が行い、録音器により収録し、会議終了後日すみやかに収録内容を紙上に起こし、開催記録として作成するものとする。

2 開催記録は、発言者に内容の確認を求め整調し、会長及び副会長の確認を得るものとする。

(会議結果の公表)

第5条 協議会の会議の結果は、会議終了後日、紀宝町のホームページに次の各号の事項を掲載して行うものとする。ただし、第2条ただし書きの規定に係る議題の結果については、この限りでない。

- (1) 会議の議題資料
- (2) 開催記録の要約

(傍聴者の定員)

第6条 傍聴者の定員は、10人以内とする。ただし、議長が認めるときは、傍聴者の定員を変更することができる。

(傍聴をする上での手続)

第7条 傍聴希望者の受付は、協議会開催予定時刻の30分前から開始し、15分前までとし、先着順により決定する。

2 傍聴希望者は、受付で傍聴券(様式1)を受け取り、傍聴受付簿(様式2)に所要事項を記入し、傍聴に関する注意事項(様式3)を受け取り、係員の指示に従い入場、着席しなければならない。

(傍聴できない者)

第8条 次の各号の一に該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 凶器その他人に危害を加え、又は迷惑をおよぼすおそれのある物を所持している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 看板・はり紙・ビラ・プラカード・旗・メガホン・のぼりの類を所持している者
- (4) はちまき・腕章・たすき・ゼッケン・ヘルメットの類を着用又は所持している者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、議長が、会議を傍聴させることが不適当と認める者

(傍聴者の守るべき事項)

第9条 傍聴者は静粛を旨とし、次の各号を守らなければならない。

- (1) 言論に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等会議を妨害しないこと。
- (3) 飲食、喫煙等をしないこと。
- (4) みだりに席を離れないこと。
- (5) 携帯電話、ポケットベル等の通信機器を使用しないこと。
- (6) 議長の指示に反する行為をしないこと。
- (7) その他秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (8) 当日配布した資料、傍聴券は、協議会終了後、係員に返却すること。

(撮影、録音の禁止)

第10条 傍聴者は、会議中に写真、動画等を撮影し、又は録音をしてはならない。

(議長等の指示)

第11条 議長は、会議場の秩序の維持及び円滑な議事の確保のため、傍聴者に対し必要な指示をし、又は係員に指示をさせることができる。

(傍聴者の退場)

第12条 傍聴者は、次の各号に掲げる場合には、前条の指示に従い、すみやかに退場しなければならない。

- (1) 議長が会議の一部又は全部を非公開とする宣言をした場合
- (2) 議長が第7条から前条の規定に違反していると認めた場合

(補則)

第13条 この要領に定めるもののほか、会議の運営及び傍聴に関して必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(様式1)

 傍聴券 令和 年度 第 回 紀宝町空家等対策協議会 1 ※協議会終了後、ご返却下さい。	 傍聴券 令和 年度 第 回 紀宝町空家等対策協議会 2 ※協議会終了後、ご返却下さい。	 傍聴券 令和 年度 第 回 紀宝町空家等対策協議会 3 ※協議会終了後、ご返却下さい。
 傍聴券 令和 年度 第 回 紀宝町空家等対策協議会 4 ※協議会終了後、ご返却下さい。	 傍聴券 令和 年度 第 回 紀宝町空家等対策協議会 5 ※協議会終了後、ご返却下さい。	 傍聴券 令和 年度 第 回 紀宝町空家等対策協議会 6 ※協議会終了後、ご返却下さい。
 傍聴券 令和 年度 第 回 紀宝町空家等対策協議会 7 ※協議会終了後、ご返却下さい。	 傍聴券 令和 年度 第 回 紀宝町空家等対策協議会 8 ※協議会終了後、ご返却下さい。	 傍聴券 令和 年度 第 回 紀宝町空家等対策協議会 9 ※協議会終了後、ご返却下さい。
 傍聴券 令和 年度 第 回 紀宝町空家等対策協議会 10 ※協議会終了後、ご返却下さい。		

(様式2)

傍 聴 受 付 簿

令和 年度 第 回 紀宝町空家等対策協議会

令和 年 月 日 時 分から 分

	一般町民・報道機関・ その他団体所属等名称	住 所	氏 名	連絡先
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

(様式3)

傍聴に関する注意事項

1. 傍聴をすることができない者

- (1) 凶器その他人に危害を加え、又は迷惑をおよぼすおそれのある物を所持している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 看板・はり紙・ビラ・プラカード・旗・メガホン・のぼりの類を所持している者
- (4) はちまき・腕章・たすき・ゼッケン・ヘルメットの類を着用又は所持している者
- (5) (1)から(4)に掲げる者以外に、議長が、会議を傍聴させることが不適当と認める者

2. 傍聴者の守るべき事項

傍聴者は静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 言論に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等会議を妨害しないこと。
- (3) 飲食、喫煙等をしないこと。
- (4) みだりに席を離れないこと。
- (5) 携帯電話、ポケベル等の通信機器を使用しないこと。
- (6) 議長の指示に反する行為をしないこと。
- (7) その他秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (8) 当日配布した資料、傍聴券は、協議会終了後、係員に返却すること。

3. 撮影、録音の禁止

傍聴者は、会議中に写真、動画等を撮影し、又は録音をしてはならない。

4. 議長等の指示

議長は、会議場の秩序の維持及び円滑な審理の確保のため、傍聴者に対し必要な指示をし、又は係員に指示をさせることができる。

5. 傍聴者の退場

傍聴者は、次の場合には、議長等の指示に従い、すみやかに退場しなければならない。

- (1) 議長が、会議の一部または全部を非公開とする宣言をしたとき。
- (2) 議長が、この注意事項に違反していると認めたとき。